

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録要件について

府内に在住又は在勤し、下記のⅠ及びⅡの要件に該当する者

Ⅰ 登録対象者の資格要件：次のいずれかに該当する者

- 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士
- 特定建築物調査員
- 前2号に掲げる者のほか、知事が認めた者
 - ⇒(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の試験に合格した者
 - (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条に定める建築基準適合判定資格者検定に合格した者（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）の規定による改正前の建築基準法第5条第1項の建築主事の資格検定に合格した者を含む。）
 - (3) 国又は地方公共団体等の職員であって、建築に関する実務の経験を有する者

Ⅱ 京都府が開催した被災建築物応急危険度判定士講習会を受講した者

※既に他の都道府県において被災建築物応急危険度判定士の登録を受けている者は講習会の受講を要しない。

<参考>

京都府地震被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱（抜粋）

（登録の対象）

- 第4条 判定士の登録は、次の各号の一に該当する者（以下「建築士等」という。）で、府内に在住し、又は在勤するものを対象とする。
- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士
 - (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第1項に規定する建築物調査員（建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第6条の5に規定する特定建築物調査員資格者証の交付を受けた者に限る。）
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が認めた者

（登録の手続）

第5条 前条に該当する者で、判定士の登録を受けようとするものは、第10条第1項に規定する講習会を受講後1年以内に、知事に対し申請するものとする。ただし、他の都道府県において被災建築物応急危険度判定士の登録を受けている者は、第10条第1項に規定する講習会の受講を要しないものとする。（第2項、第3項省略）

（講習会）

- 第10条 知事は、府内に在住又は在勤する建築士等を対象に、応急危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習会を実施するものとする。
- 2 知事は、講習会を終了した者に対し、修了証を交付する。
 - 3 判定士は、講習会を受講するよう努めるものとする。